

奈良県告示第二百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年九月二十七日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
葛城市寺口 （〇〇九） 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり	葛城市寺口 （〇〇九） 急傾斜地崩 壊特別警戒 区域	次の平面図 のとおり	奈良県高田 土木事務所 及び葛城市 役所生活安 全課
葛城市當麻 （〇〇七） 急傾斜地崩	次の平面図 のとおり	葛城市當麻 （〇〇七） 急傾斜地崩	次の平面図の とおり	
		土砂災害警戒 区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第 四条に規定す る衝撃に関す る事項		

壊警戒区域		壊特別警戒区域		役所生活安全課
-------	--	---------	--	---------

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。